

A I しごと診断・マッチングシステム構築業務委託仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が調った場合は当該協議を踏まえ仕様書を修正の上、契約を締結する。

本仕様書は、埼玉県（以下「県」という。）が発注するA I しごと診断・マッチングシステム構築業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

第1 本サービスの概要

1 委託業務名

A I しごと診断・マッチングシステム構築業務

2 事業の目的

A I を活用したシステム（以下「システム」という。）を構築し、適職診断や、最適な業種及び県内企業の提案を行うことにより、県内大学の学生等（以下「学生等」という。）に県内企業への就職を促進するとともに、県内企業における人材確保・定着を促進する。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託業務内容

（1）システムの設計

ア 本書で示す要件を実現するための検討及び設計を行うこと

イ 検討状況及び検討結果を本県へ提示し、承認を得ること。また、検討結果を基本設計書としてとりまとめ、指定した納期までに本県へ提出すること。

ウ 基本設計書で示した機能を実現するための詳細設計を行い、詳細設計書としてとりまとめ、業務実施計画書で定義した納期までに本県へ提出すること。

エ 運用を実施するために必要な設計を行い、運用設計書を作成すること。

（2）システムの構築

以下の機能を有するシステムを令和7年12月末までに構築する。設計工程の成果物に基づき、パラメータの設定、カスタマイズ等を行うこと。製造の実施環境は、受注者が用意する開発環境を使用すること。

ア 学生等及び県内企業へのWEBサイトでのアンケート結果等に基づくなど、A I により、学生等に適職診断を行うとともに、最適な業種や県内企業を提案する。

学生等に提案する際、どのような点で相性が良かったかなどの理由を複数提示し、グラフ等で分かりやすく提示すること。

イ 県内企業が説明会やインターンシップ等の最新情報をWEBサイトから入力できるようにし、その情報を提案された学生等にプッシュ通知で個別に提供する仕組みを構築する。

ウ マッチングに必要な県内企業の情報は、WEBサイトから入力できるようにし、あらかじめ、データベースに蓄積すること。変更など修正が必要な場合は、適時、更新できるようにし、更新した旨を表示すること。

学生等は、マッチングに必要な情報をWEBサイトからリアルタイムで入力し、即座に適職診断等の結果を閲覧できるようにすること。診断結果や企業情報などを受け取れるアドレス情報などを登録するマイページを作成し、データベースに蓄積するとともに、適時、更新できるようにすること。

エ 本業務期間内では、AIによる適切な診断結果が行われるためのデータが蓄積されない可能性があるため、自社で保有するデータや公開されているデータを用いるなどの代替手段を提案すること。

(3) アンケート調査

本システム利用者（学生等及び県内企業等）の就職・採用状況やシステムの利用効果等に関するアンケート調査を行うこと。

(4) 操作説明書の作成

学生等及び県内企業等並びに県担当者向けの操作説明書を作成すること。

(5) その他

ア システムの精度向上

マッチング実績データの収集後、マッチング精度の改善が可能であること。

イ セキュリティの確保

システムへのアクセスは、アカウント管理やアクセス制限が実施できる等、不正アクセスを防止するための対策を実施すること。

ウ PR事業の実施

本システムが多くの企業・学生等に利用されるよう、県と連携して次のPR事業を具体化して実施するとともに、これら以外の独自のPR事業を提案すること。

目標：学生登録者数 1,700人以上

掲載企業数 600社以上

(ア) 登録企業を増やすための効果的な事業者向け広報の実施

(イ) 大学等におけるチラシ・ポスターの掲示・配布

(ウ) 学生等個人に向けたWEBサイトやSNS等効果的な広告の実施

エ 運用サービス業務

(ア) 運用管理

- ・ 障害等が発生した場合に、即時に対応できる体制が確立されていること。
- ・ 障害原因、影響範囲、対応方針、復旧見込みを本県に報告すること。

- ・ メンテナンスや改修などのために計画的にシステムを停止する際は、2週間以上前に本県に報告すること。

(イ) 障害発生時の対応

- ・ 障害発生時には、迅速に障害要因を特定するとともに、障害復旧作業を適切に行うこと。
- ・ 障害発生時において、必要な場合はシステム緊急停止、ログの取得及び保全等の初期対応を、県の承認を得て適切に行うこと。

オ 成果検証の提案

マッチング実績やマッチング精度について、どのように成果を検証するか提案すること。

5 実施計画書の提出

- (1) 受託者は、本業務を行うに先立って、実施体制、実施方法、スケジュール等を記した実施計画書を作成し、県に提出し、県の承認を得なければならない。実施計画書を変更する場合も同様とする。
- (2) 県は、受託者から提出された実施計画書に対して必要な指示をすることができる。

6 業務運営体制

受託者は本業務を実施するに当たり、以下の業務を担当する責任者1名を配置すること。

- (1) 本業務の運営管理及び県との連絡調整
- (2) 本業務で配置する業務従事者の指導及び支援
- (3) 本業務全体の進捗管理
- (4) その他本業務の運営上必要と認められる事項

7 利用状況の提供

サービス提供期間中、アクセス数、AI運用状況等を、県の担当者がWEBサイトから閲覧できるようにすること。

8 機密保持

受託者は、本業務の実施時において知り得た情報の取扱いに十分留意し、他に漏えい等が行われないようにすること。

9 その他

業務の実施に当たり、本書に規定されていない事項が発生した場合は、協議の上、取り決めるものとする。

第2 本システムの運用基盤要件

システム運用基盤について、次のとおり、要件を定める。

1 基本的な考え方

(1) 利用者本位のサービス

- ・ 原則として、24時間365日利用可能であること。
- ・ 導入するシステムは、簡単かつ直感的に操作できるもので、ヘルプ機能やナビゲーション機能を充実させ、ユーザーアクセシビリティに配慮した操作性に優れたものであること。

(2) ASP・SaaS利用型のシステム

安価で効率的な運用を可能とするシステムであること。

(3) 万全なセキュリティ

不正アクセスや関係者の持ち出し等による情報の漏えいを未然に防止する措置が執られたシステムであること。

(4) 障害発生時の迅速な対応

システム障害やセキュリティインシデントが発生した場合、1時間以内に県に報告するとともに、1日以内に暫定対応を行い、迅速な復旧を目指すこと。

2 ネットワーク

機能	要件
機器間の伝送路の確保	ピーク時のアクセス量に対応できる適切な機器を設置すること。機器選定に当たっては、将来の利用者の増加等に対応できるようにするため、拡張性に優れたものとする。
インターネット接続	管理者、利用者、本システムとの間の接続は、インターネットを利用すること。 接続に当たっては、インターネット側からの不正侵入を防止するとともに、利用者端末と本システムとの間で送受信されるデータを暗号化することによって機密保持を図ること。

3 セキュリティ

別紙「情報セキュリティ特記仕様書」に準拠すること。

機能	要件
通信経路の暗号化	利用者及び管理者のWEBブラウザと、本システムのWEBサーバ間で行われる通信に、SSLを使用すること。 ただし、個人情報等の機密情報を送受信しない画面では、暗号化を行わなくともよいこととする。
侵入阻止	ネットワークへの接続点にファイアウォールを設置し、内部ネットワークへの接続経路をひとつにして、その接続点でデータの通過可否判断や利用ポート番号、IPアドレスの制限を行う
利用者認証	管理者に対し、利用者IDとパスワード等による利用者認証を行うこと。

サーバ環境の整備	セキュリティホールを生まないようなサーバの環境設定を行うこと。（不要なサービスは起動しないように設定する、最新のセキュリティパッチを適用する、使用しないポートは閉じておく等）
ウィルス対策	サーバのウィルス対策や必要に応じたウィルスチェックができること。
改ざん対策	サーバ上のファイル等への改ざん対策が講じられていること。
ソフトウェアバージョンアップ	バージョンアップによるプログラムリリース、セキュリティパッチの適用や配布について、システムの運用に支障がないよう実施すること。
管理者機能へのアクセス制限	I Pアドレス等により、管理者機能にアクセス可能なクライアント端末を制限できること。
ログ記録	管理者のアクセスログを保存すること。

4 運用管理機能

機能	項目	要件
運用時間	運用時間	計画停止を除き、原則として24時間365日稼働すること。
運用保守業務	運用管理	障害状況と対応等、障害に関する履歴の管理を行うこと。
	障害切り分け	問題の切り分けと適切なエスカレーションを行うこと。緊急停止やログの取得等の初期対応を行うこと。
	運用状況報告	毎月1回、埼玉県に対し、運用と保守の状況を報告すること。
	運用要員	運用要員は9:00から17:00（土、日、休日及び12月29日～1月3日を除く。）の時間帯に配置し、配置時間外でも障害受付が可能な体制を整えること。
	計画停止報告	計画停止は30日以上前に管理者に報告すること
監視保守業務	監視対象	ネットワーク、サーバ、基本ソフト（OS）及びプロセスの監視を行うこと。
	監視レベル	障害、限界値（危険）及び正常について監視すること。
	監視体制	一元的に効率的な集中管理を行うこと。サーバやネットワーク機器の稼働状況の監視、負荷状況の監視、アクセス監視、ログ監視、ウィルス検知及び改ざん検知を行うこと。障害の早期特定を行うこと。
	連絡体制	障害時の連絡体制を確立し、迅速な対応を行うこと。（休日の緊急時も含む。）
	監視場所	監視場所はセキュリティが確保されていること。
	監視状況報告	毎月1回、埼玉県に対し、運用と保守の状況を報告すること。

5 バックアップ

対象	バックアップ種別	バックアップを取るタイミング
業務データ	フルバックアップ	バックアップのための計画停止に許容される最小の周期で定期的に実行する。
	差分バックアップ	1回/1日

6 ファシリティ

項目	要件
法令等	ISMS適合性評価制度（財団法人日本情報処理開発協会）における認証又はプライバシーマーク（財団法人日本情報処理開発協会）を取得していること。 国内法が適用される場所にあること。
設置環境	機器の増設等を考慮して十分な拡張性を持つこと。建築基準や消防法に準拠した火災報知システムやハロゲン又は新ガス消火設備、照明や非常灯、避難経路が設置されていること。 床面が水平であり、かつ適切な荷重に耐えられること。
電力設備	24時間365日システム稼働が可能な電源設備（無停電電源装置、自家発電装置等）があること。
空調設備	24時間365日システム稼働が可能な空調設備があること。温度や湿度が安定的に保持できること。空調機及び配水管周りに漏水検知システムが設置されていること。
災害対策	地震、水害及び落雷の被害を受けない場所に設置されていること。活断層及び液状化現象の発生する地域でないこと。建物は震度6強に対して倒壊や崩壊しないこと。データセンター内のラック等に耐震措置がなされていること。
セキュリティ	ICカード等により、建物への入退室者を把握していること。入退室者の記録を行うことにより、建物への入退室者を制限していること。 ICカード等により、サーバ室への入退室者を制限していること。本システムの設置場所であることを一切公表しないこと

第3 テスト実施要件

受託者は本システムの構築過程において適切なテストを実施し、計画、結果について県へ報告すること。

作業内容	要件
テスト計画	受託者は本システムのテストを行う前に、テスト方針、手順、環境、開始・終了条件等について県に説明すること。
テスト環境	本システムのテストに必要なハードウェア及び作業場所については、受託者の負担と責任において準備すること。また、総合テスト、本番

	運用リハーサルについては、本番環境と同等の環境を用いて実施すること。
単体テスト	開発したモジュール単位でプログラムが正常に動作することを確認すること。
結合テスト	カスタマイズの結果、パッケージ標準部分が要件とおりに動作すること。 開発した機能及びサブシステムが連携対象のシステムと正常に連動して動作すること等のテストも行うこと。
総合テスト	テストを実施する前に、テスト実施に必要な前提条件や使用するデータ、テスト結果を検証する際に必要な想定されるテスト結果等を明記したテスト実施手順書を作成すること。
本番運用リハーサル	リハーサルの実施方法については別途協議する。（原則、受託者側の人員をもって実施する。）

第4 研修

稼働開始後におけるシステムの円滑な運営のため、次のとおり研修を実施すること。

項目	内容
対象者	本システムを活用して学生等や県内企業に支援を実施する県担当者等
研修時期	令和7年11月～
研修実施回数	1回以上
研修時間	2時間程度
実施方法	集合研修
研修内容	本システムの各機能について説明を行うこと。
研修場所	埼玉県が指定する場所
研修体制及び環境	研修に必要な資料等をあらかじめ用意すること。

第5 本番稼働対応

令和8年1月に予定している本番稼働開始の立ち合いを行い、不具合等が発生した場合は迅速に対応すること。

第6 成果品について

1 納入成果物一覧及び納入期限

各成果物については納入期限までに提出し承認を得ること。承認後納入期限まで必要な追加・修正を行うこと。

成果物名称	内容	納入期限（予定）
実施計画書	実施体制、実施方法、準備作業の計画等をまとめたもの	契約締結後 10日以内
システム仕様書	システム構成の概要や機能の詳細等を取りまとめたもの	契約締結後 1か月以内

テスト計画書	稼働テストの計画をまとめたもの	テスト開始時
テスト結果報告書	「JIS X8341-3:2010 試験ガイドライン」に基づき適用する達成基準の要件を満たすことを示す試験結果資料（達成基準チェックリスト、実装方法チェックリスト） 稼働テストの成績をまとめたもの	テスト終了時
操作説明書（管理者向け、利用者向け）	管理者用の操作説明や、その他本サービス利用のために必要な操作説明をまとめたもの	テスト実施時
設計書	基本設計書、画面遷移図、DB設計書、詳細設計書一式	令和7年 7月31日
サーバー等環境説明書		令和7年 7月31日
進行管理表	本業務の進行管理をまとめたもの	適時
課題管理表	本業務の課題をまとめたもの	適時
議事録	提出後の実施計画や実施体制を変更する場合、打ち合わせ内容をまとめたもの	会議後1週間以内
月例報告書	業務の実施状況（利用登録件数、適職診断、業種・企業提案件数）を記録し、これらのデータを集計・分析した結果	稼働後の 各月末日まで
業務完了報告書	本業務に関して実施した内容をまとめたもの	令和8年 3月31日まで
その他	本業務で生じた資料のうち県が指示する資料一式	適時

2 納入形態と部数

成果物の納入形態は電子データとし、具体的には県の指示によること。性質上、電子データによる納入形態がそぐわない成果物については、別途協議のもと決定する。

種別	部数	備考
電子データ	2	Microsoft Office 365で編集可能なこと。図面等、Officeに扱えないものは本県との協議の上ファイル種別を決定すること。
紙媒体	2	原則としてA4判の用紙を使用し、種類別にチューブファイル等に収め、背表紙等にはタイトルを記載すること

3 納品場所

埼玉県産業労働部就業支援課又は別途県が指定する場所

4 納品物の更新

納品物については、常に最新の状態を維持することとし、システム運用保守期間中においても変更が発生する場合は、改訂版を作成し、提出すること。

第7 スケジュール

本サービスの導入から運用開始に至るまでの基本スケジュールを以下に示す。

受託者は、下表に基づき本件業務の詳細なスケジュールを作成の上、サービス仕様書に記載すること。

時期	内容
令和7年6月頃 (契約締結後)	プロジェクト計画書、サービス仕様書、システム仕様書の提出 本システム構築業務開始
令和7年8月頃～	県内企業のシステム登録
令和7年10月～ 令和8年1月	稼働テスト実施、県・システム研修の実施
令和8年1月～	本稼働、システムの保守・運用

第8 本契約終了時の対応

本契約終了時のデータ取り扱いについては、県の指示に従うこと。

1 データ移行

県が指定するフォーマットに基づき、容易に全データを取り出せるようにしておくこと。

2 データの消去

県の指示により、サーバー内にある全てのデータを削除すること。

第9 留意事項

- 1 受託者は、本業務にかかわる者の人事管理について、一切の責任を負う。
- 2 受託者は、本業務に関わる者に対し安全衛生及びその他業務上必要な事項についての指導・教育を徹底する。
- 3 委託業務の全部又は一部を第3者に委託することは禁止する。ただし、予め県に協議し承認を得た場合には、業務の一部を第3者に委託することができる。
- 4 受託者は、本業務において配置した全ての者に関して、県や団体及び外部関係者等により当人の適性に疑義が呈された場合、改善に向けて必要な措置を講じること。
- 5 受託者及び本業務に関わる者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。
- 6 本事業を通じて取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年埼玉県条例第50号）に基づき、適正に取り扱うこと。
- 7 本業務にかかる経費は、本仕様書において県が負担する又は無償とする旨の記載がある場合を除き、原則受託者の負担とする。

- 8 本業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本業務開始時に県へ報告する。
- 9 本仕様書に定めるもののほか、疑義が生じた場合は、その都度県と協議して決定する。

第10 その他

1 応札事業者を求める条件

過去5年以内に、地方自治体において学生や企業の就職支援に係るシステムの導入作業の実績を有すること。

2 要員を求める条件

要員のうち少なくとも1人は、本調達のシステム開発と同規模以上のプロジェクトに係る開発の経験を有すること。

情報セキュリティ特記仕様書

1 実施計画書の提出

- (1) 受託者は、本件業務を行うに先立って、実施体制、実施方法、スケジュール等を記した実施計画書を作成し、県に提出し、県の承認を得なければならない。実施計画書を変更する場合も同様とする。
- (2) 県は、受託者から提出された実施計画書に対して必要な指示をすることができる。

2 従事者の監督

- (1) 受託者は、本件業務に関わる要員の一覧表を県に提出し、県の承認を得なければならない。要員に変更があった場合も同様とする。
- (2) 受託者は、本件業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、業務において知り得た秘密の保持について周知し、従事者から誓約書（別記様式）の提出を受けなければならない。

3 状況報告書の提出

- (1) 受託者は、県、受託者双方の合意に基づき定めた期間、方法及び内容等で本件業務の作業状況等について、県が認めた場合を除き書面により報告しなければならない。
- (2) 前項の規定にかかわらず、受託者は、県から本件業務の作業状況等について報告を求められたときは、県が指示する方法及び内容等により、これを報告しなければならない。
- (3) 県は、状況報告に対して必要な指示をすることができる。

4 資料等の管理

- (1) 受託者は、資料等の一覧表を作成しなければならない。
- (2) 受託者は、本件業務を行うため取り扱う情報が記録された資料等の複製、提供、業務作業場所以外への持ち出し、送信その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を受けたときは、この限りではない。
- (3) 受託者は、資料等、作業中のデータ及び県に帰属した成果物を、県の承諾を得ずに、県の指示する目的以外に使用及び第三者への提供をしてはならない。
- (4) 受託者は、県の承諾を得ずに、資料等、作業中のデータ及び県に帰属した成果物を作業場所から持ち出してはならない。
- (5) 受託者は、資料等及び作業中のデータをその貸与目的を達したとき又は契約終了時に返却又は破壊しなければならない。複製物及び貸与された資料をもとに変更したものも同様とする。
- (6) 受託者は、資料等を県の承認を得て破壊した場合、確実に破壊した旨の証明を書面で県に提出しなければならない。
- (7) 受託者は、資料等及び作業中のデータの保護・管理に必要な手続きを作成し、資料等を閲覧できる者の制限等を行わなければならない。

5 本人確認

受託者は、本件業務の履行に関わる要員が納入場所等に立ち入る場合名札を着用させるとともに、受託者の要員であることを証するものを携帯させなければならない。

6 安全確保上の問題への対応

- (1) 受託者は、本件業務の遂行に支障が生じるおそれのある事故の発生を知り得たときは、直ちにその旨を県に報告し、遅延なくその措置状況を書面により報告しなければならない。
- (2) 県は、前項の規定により報告を受けたときは、受託者に対し、被害の拡大の防止又は復旧のために必要な措置に関する指示を行い、受託者は当該指示に従わなければならない。
- (3) 受託者は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表等の措置を県と協力して講じなければならない。

7 要員の教育

- (1) 受託者は、本件業務にかかわる全要員に対して、本件業務を遂行するために必要な教育を行わなければならない。
- (2) 受託者は、教育に関する計画及び実施実績について県に報告しなければならない。
- (3) 受託者が行う教育には、ドキュメントの取扱方法、個人識別情報の取扱方法、データの取扱方法、事故時の連絡体制、個人情報の取扱方法を含まなければならない。
- (4) 県は、受託者の提出した教育に関する計画及び実施実績について必要な指示をすることができる。

8 作業上の権限

- (1) 受託者は、本件業務の実施において、業務情報へのアクセス制御を設け、要員に対し、必要なアクセス権のみを付与するものとする。
- (2) 受託者は、県の情報資源を操作する場合操作記録を作成すること。（ログを保存すること。）
- (3) 受託者は、県の要求があったとき、操作記録（ログ）を県に提示しなければならない。

9 機器の管理

- (1) 受託者は、本件業務の実施に使用するコンピュータ機器等を限定しなければならない。ただし、県の承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) 受託者は、前号の機器等の盗難、破壊等の防止策を講じなければならない。
- (3) 受託者は、県から貸与された機器等についても同様の措置をとらなければならない。

10 機器及び納品物のウイルスチェック

- (1) 受託者は、本件業務を履行するために使用するコンピュータ等の機器に対してウイルス対策ソフトを導入する等のコンピュータウイルス感染防止策を講じなければならない。
- (2) 受託者は、県に対して納品する電子データがコンピュータウイルスに感染していないことを県の指定する方法で保障しなければならない。
- (3) 受託者は、県から貸与された機器に対しても第1号の措置を行うものとする。

11 テストの実施方法

- (1) テストに際しては、受託者は、テストスケジュール、テスト内容、テストデータ内容等を記したテスト計画を作成し、県の承認を得なければならない。
- (2) 受託者は、テストの実施後、テスト内容、テスト結果、改善スケジュール等を記したテスト報告書を提出し、県の承認を得なければならない。

12 管理規定

- (1) 受託者は、本件業務の実施について以下の規定を定めなければならない。

ア セキュリティ事故の場合の連絡体制

イ 県から提供された資料等の保管方法と責任者

ウ 県から提供された資料等にアクセスできる者の名簿、管理責任者

エ 県から提供された資料等のアクセス記録の管理方法

オ 本件業務の実施において作成された資料等（データ、ドキュメント、出力帳票、入力帳票、プログラム、設定ファイル、ログ等）にアクセスできる者の名簿、管理責任者

カ 本件業務の実施において作成された資料等のアクセス記録の管理方法と管理責任者

キ 県から提供された資料等及び本件業務の実施において作成された資料等の返却または破壊方法と返却・破壊管理者

ク コンピュータ等の機器の管理方法と責任者

ケ コンピュータウイルス対策

- (2) 受託者は、県からの請求があった場合、前号の規定により作成されたドキュメントを速やかに提示しなければならない。

13 検査権

- (1) 県は、受託者が行う本件業務に関して、口頭、書面及び立入りにより検査を行うことができる。
- (2) 県は、受託者に対し、必要な指示を出すことができる。
- (3) 受託者は、県からの検査要求及び県からの指示に対して誠実に協力しなければならない。

14 協力会社等に対する責任

- (1) 受託者は、本件業務を実施するに際して自社以外の企業、個人（以下「協力会社等」という。）を利用する場合、協力会社等に対して本契約の定めを周知・指導しなければならない。
- (2) 協力会社等の行為は、受託者の行為とみなす。

15 その他

受託者は、本件業務の実施について本契約書、仕様書及び県から提出された資料等に明記されていない事態が発生した場合、速やかに県に報告し、県の指示を仰がなければならない。

別記様式

誓約書

私は、A I しごと診断・マッチングシステム構築業務のために埼玉県から提供された資料及び業務執行中に知った秘密事項（以下「提供された資料等」という。）につき以下に従って使用・管理することを誓います。

- 1 提供された資料等は提供目的にのみ使用し、他の目的には使用いたしません。
- 2 提供された資料等は私のみが閲覧し、第三者への閲覧はさせません。
また、第三者が閲覧できないよう対策します。
- 3 提供された資料等は、県の許可を得ずに複写いたしません。
許可を得て作成した複写物は、提供された資料と同様に取り扱います。
- 4 提供された資料等は、県の指示があったとき及び提供目的が達せられたとき、県の指示に従って返却します。
- 5 提供された資料等の内容については公知の事実となるまでは他言いたしません。
- 6 この誓約内容については、契約終了後も遵守します。

年 月 日

氏名

印

氏名

印